

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の4第1項の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設または小規模作業所に準ずる者（以下「障害者支援施設等受注団体」という。）の認定を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(認定の対象)

第2条 障害者支援施設等受注団体として、区長の認定を受けることができる者は、つぎに掲げる者とする。

- (1) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第2条第4項に規定する障害者就労施設等（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設および小規模作業所を除く。）
- (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第45条の3の厚生労働大臣の認定を受けている者
- (3) 2社以上の企業で構成し常用労働者数が101人以上の事業共同体で、申請月の前々月以前1年間における各月ごとの初日において、障害者雇用促進法第43条第1項、第3項から第5項までおよび第8項の規定により算定したその雇用する障害者（障害者雇用促進法第2条第2号の身体障害者、同条第4号の知的障害者および同条第6号の精神障害者をいう。以下同じ。）の数が、同日における全常用労働者数に100分の3を乗じて得た数（その数に1人未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。）以上の者

(認定の申請)

第3条 障害者支援施設等受注団体の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、練馬区障害者支援施設等受注団体認定申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて区長に提出しなければならない。

(認定)

第4条 区長は、前条の申請書が提出されたときは、地方自治法施行規則第12条の2の4第3項の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、つぎの各号のいずれにも該当する者を障害者支援施設等受注団体として認定する。

- (1) 第2条各号のいずれかに該当する者であること。
- (2) 適切に業務を遂行する能力を有すること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定により練馬区（以下「区」という。）における一般競争入札の参加を制限されていない者であること。
- (4) 区内に本社または主たる事業所を有すること。
- (5) 申請月から過去3年間、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）第28条に基づき障害者虐待があった者と

して公表されていないこと。

(6) 申請者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員または使用人その他の従業者もしくは構成員を含む。）が、練馬区暴力団排除条例（平成24年12月練馬区条例第54号）第2条第1号に規定する暴力団または同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

2 区長は、前項の規定により審査を実施し、障害者支援施設等受注団体として認定したときは、申請者に練馬区障害者支援施設等受注団体認定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

3 区長は、第1項の規定により審査を実施し、障害者支援施設等受注団体を認定しないこととしたときは、申請者に練馬区障害者支援施設等受注団体認定却下通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（認定団体の公表）

第5条 区長は、前条の規定により障害者支援施設等受注団体として認定を受けた者（以下「認定団体」という。）について、名簿を作成し公表するものとする。

（認定内容の変更）

第6条 認定団体は、その認定事項のうち、所在地、名称および代表者に変更が生じたときは、速やかにその旨を練馬区障害者支援施設等受注団体認定変更届（第4号様式）により区長に届け出なければならない。

（認定基準非該当の届出）

第7条 認定団体は、第2条の規定または第4条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったときは、速やかにその旨を文書により区長に届け出なければならない。

2 区長は、前項の規定による届出があった場合は、当該届出の内容を確認し、必要に応じて認定を取り消し、届出を行った者にその旨を通知するものとする。

（認定の範囲、有効期間および更新）

第8条 認定団体の認定の有効期間は、認定の日から3年を経過した日の属する年度の末日までとし、区長が障害者雇用の促進に資する事業と認める事業を対象とする契約案件においてのみ有効とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の有効期間内に締結した契約のうち有効期間満了日以降に契約期間が満了するものについては、当該契約においては、当該満了日までの間、なお有効期間が存続しているものとみなす。

3 認定団体は、認定の有効期間満了後に引き続き認定を受けようとする場合は、練馬区障害者支援施設等受注団体認定更新申請書（第5号様式。以下「更新申請書」という。）に必要な書類を添えて、指定する期日までに区長に提出しなければならない。

4 区長は、前項の更新申請書が提出されたときは、地方自治法施行規則第12条の2の4第3項の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、審査を実施し、認定団体に審査結果を通知するものとする。

（認定の取消し）

第9条 区長は、認定団体が、つぎのいずれかに該当するときは、当該認定を取消すものとする。

(1) 第2条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(2) 第4条第1項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったとき。

(3) 虚偽の申請その他不正の手段により障害者支援施設等受注団体の認定を受けたとき。

（実地調査等）

第10条 区長は、必要があると認めるときは、認定団体に対して、申請書（更新申請書を含む。以下同じ。）または添付書類に記載された障害者の雇用状況等の内容等必要と認める事項について実地に調査し、または説明を求めることができる。

2 区長は、前項の実地調査等の結果、申請書または添付書類に虚偽の記載があることが明らかになった場合は、認定を取り消すことができる。

3 区長は、前項の規定により、認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉部長が別に定める。

付 則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成27年2月13日から施行し、契約締結日が平成27年4月1日以降の案件から適用する。

（経過措置）

2 第2条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までの間、平成26年度に練馬区障害者雇用協議会として区と契約を締結した者は、当該契約の内容と同種の事業を対象とする契約案件に限り、障害者支援施設等受注団体として、区長の認定を受けることができるものとする。

付 則（令和3年6月18日3練福障第439号）

1 この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の練馬区障害者支援施設等受注団体認定取扱要綱の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

付 則（令和3年11月1日3練福障第1120号）

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。